

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考書籍購入		
年 月 日	令和4年4月1日～令和4年5月末日	金 額	2,200 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	「選択」令和4年4月～令和4年5月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
<<領収書貼付枠>> 月刊誌「選択」購読料の内、2ヶ月分。領収書原本は、令和3年度4月分2-2-4-8に添付済み。	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	2,200 円	100%	2,200 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和3年4月16日～令和 年 月 日	金額	11,000円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	「選択」令和3年6月～令和4年3月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

月刊誌「選択」購読料の内、10ヶ月分。

R4年度 4月～5月 繰延分
 $13,200 \text{円} \times \frac{2}{12} \text{ヶ月} = 2,200 \text{円}$

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号															
03-04-16	23448	A92190005															
取扱店	シズオカヤナギ シンデン																
払込口座	00160-7	900332															
払込金額	*13,200	料金 *0															
<table border="1"> <tr> <td>00160</td> <td>7</td> <td>900332</td> </tr> <tr> <td colspan="3">選択出版株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〒1320000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">山田 誠</td> </tr> <tr> <td colspan="3">日附印</td> </tr> </table>			00160	7	900332	選択出版株式会社			〒1320000			山田 誠			日附印		
00160	7	900332															
選択出版株式会社																	
〒1320000																	
山田 誠																	
日附印																	
入金額	*13,200																
おつり	*0																
振替受付票	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)																
スマホ決済アプリ	ゆうちょPay																
口座の残高確認も	可能です!																

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11,000円	100%	11,000円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日創研静岡経営研究会年会費 (令和4年1月~令和4年3月分)		
年月日	令和4年1月11日~令和 年 月 日	金額	15,083 円

会の趣旨・目的	企業経営を通して地域社会の発展と繁栄に貢献する。 会員の経営スキルと指導力の啓発に努める。
会の活動内容等	例会、委員会、講演会、研修会等を開催し、会員のさまざまなスキルアップや情報交換等を行う。
政務活動・県政との関連性	県政における経済政策等の発展に資するための県内外の経済等の情報収集・勉強会

《領収書貼付枠》

R4年度 4月~12月迄分

$$60,330 \text{ 円} \times 9/12 \text{ ヶ月} = \underline{\underline{45,247 \text{ 円}}}$$

$$(60,000 \text{ 円} + 330 \text{ 円 (手数料)}) \times 3/12 \text{ ヶ月} = 15,083 \text{ 円}$$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	107
04 01 11		
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0129	お引出し	¥60,000
お取扱枚数	残 高	
	おつり	
キャッシング	手数料	時刻
	¥330	11410164
お振込先明細	シス'オカ ホンテン 普通 1409974 ニッソウケンシス'オカケイイケンキョ ウカイ 様 ヤマタ' マコト 様 TEL054-249-3701	

06.520.38

(裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額を政務活動充当	15,083 円	100%	15,083 円

日創研地区経営研究会定款

第1章 総則

第1条 名称

この会は、日創研静岡経営研究会といい、(株)日本創造教育研究所が主催する。

第2条 事務所

この会は、本部事務所を(株)日本創造教育研究所大阪本部に置く。
各地経営研究会は原則として会長、もしくは事務局長の会社に置く。

第3条 目的

この会は、共に学び共に栄える精神に基づき会員のために経営に必要な勉強を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

- (1) 企業経営を通して地域社会の発展と繁栄に努める。
- (2) 会員の経営スキルと指導力の啓発に努める。
- (3) 社員に生き甲斐と働き甲斐のある職場環境を提供する。
- (4) 共に学び共に栄える会社づくりをする。

第4条 事業

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 効果的な経営管理システムを創る。
- (2) 収益性の高い企業経営のあり方の研究。
- (3) 社員の意欲を刺激する給与システムの作成。
- (4) 経営者及び社員のリーダーシップ向上や能力開発に関する事業。
- (5) 経営者及び社員の自己表現能力のスキルアップに関する事業。
- (6) 会員相互の経営面における理解と、他地域の経営研究会並びに本部経営研究会との相互親善を増進する事業。
- (7) 公式教材等を用いた企業経営の研究
- (8) 本部会長方針に基づく事業
- (9) その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

第5条 運営の原則

この会はあくまで勉強を主とする会にするために、ゴルフ等の親睦事業は一切行わない。又、会員交流は学ぶことを通して行うものとし、むやみに特別の懇親会を行わない。又、特定の宗教、政党のためにこの会を利用しない。

第2章 会員

第6条 種別

この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員

第7条 正会員

(株)日本創造教育研究所の、実践コース(LT・PSS・PSV)を修了した人で、企業経営の経営者及び経営幹部並びに将来経営幹部を志す人で、この会の一つの理念、二つの目的、三つの誓いに賛同できる人。

第8条 準会員

準会員は、一つの理念、二つの目的、三つの誓いに賛同できる人で、(株)日本創造教育研究所の基礎

2-2-4-2

コース受講者及び変革コース受講者とする。但し、会員2名の責任ある推薦により、(株)日本創造教育研究所の研修を受講していなくとも準会員になれる。

第9条 会費等の納入義務者
正会員及び準会員は、総会において別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

第10条 入会
会員になろうとする者は、会員2名以上の責任ある推薦により、別に定める「会員資格規定」に基づき、所定の入会申込書を提出しなければならない。入会の諾否は、理事会の決定による。

第11条 退会
退会する場合は、会長に退会届を提出する。また、当該年度の会費を納入していない場合は、納入しなければならない。
会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

第12条 除名
会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。
(1) この会の体面を傷つけ、又趣旨に反する行為のあったとき。
(2) 反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等と関係を有していると認められるとき。
(3) 会計年度内の会費納入の義務を履行しないとき。
(4) その他、会員として適当でないと認められたとき。

第13条 抛出金品の不返還
退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

第14条 役員の種類及び選任
この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 5名以上 (会長・副会長及び事務局長を含む)
- (5) 監事 3名以内
- (6) 役員は、正会員のなかから総会において選任する。

理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第15条 役員の職務

会長は、この会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定めた順序により会長に事故のあるときは、その職務を代行し会長が欠けたときは、その職務を行う。
事務局長は、事務局を管理運営し、業務を処理する。
理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
監事は、事業運営及び財務運営の監査を行う。

第16条 役員の任期

役員の内会長の任期は、2年とし毎年1月1日から翌年12月31日までとする。事務局長の任期は、1年とし、毎年1月1日から12月31日までとする。また再任は可能であるが、継続した再任は2回を限度とする。その他の役員の任期は、1年とし毎年1月1日から12月31日までとする。また再任されることができる。ただし、補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 役員解任
役員に、役員にふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第18条 顧問及び相談役
この会に、顧問及び相談役を置く事ができる。
顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第19条 事務局
この会の事務を処理するため事務局を置く。
事務局は、事務局長がその責の任に当たる。

第4章 会議

第20条 種別
この会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条 構成
総会は、会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

第22条 権能
総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画の決定
(2) 事業報告の承認
(3) その他この会の運営に関する重要な事項
理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決をしない会務の執行に関する事項

第23条 開催
通常総会は、原則として毎年2月、8月及び12月に開催する。

臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と決めたとき
- (2) 理事会が招集の必要を決議したとき
- (3) 5分の1以上の会員より、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

定例理事会は、原則として毎月1回開催し、臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

第24条 招集

会議は、会長が招集する。

総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日10日前までに文書をもって通知しなければならない。

第25条 議長

総会の議長は、会長がこれに当たる。

理事会の議長は、会長又は会長の指名したものがこれに当たる。

第26条 定足数

会議は、総会においては会員、理事会においては理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第27条 議決

総会の議決は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する事とし、この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

第28条 書面表決等

やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第29条 議事録

会議の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第30条 例会

この会は原則として月1回例会を開催する。
例会の運営については、理事会の決議により定める。

第31条 委員会の設置

この会は、目的達成に必要な事項を研修、調査、研究、審議又は実施するために委員会を設置する。

第32条 委員会の構成

委員会は、原則として委員長・副委員長各1名及び若干名をもって構成する。
委員長は、理事の中から会長が理事会の承認を得て委嘱し、副委員長は、正会員の中から、委員は会員の中から会長が理事会の承認を得て委嘱する。
会員は、会長・副会長・事務局長及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第5章 資産及び会計

第33条 資産の構成

この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

第34条 資産の管理

資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

第35条 経費の支弁

この会の経費は、資産をもって支弁する。

第36条 予算及び決算
この会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内にその年度末の貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第37条 事業年度
この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

第38条 定款の変更
この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得た上で、本部理事会の議決を得なければ変更することができない。

第39条 解散及び残余財産の処分
この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経た上で、本部理事会の許可を得て、その地域の公益の団体に寄付するものとする。

第7章 雑則

第40条 委任
この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第41条 届出・承認事項
下記の場合は、届け出て承認を得なくてはならない

1. 協賛・後援依頼
他団体より協賛・後援依頼をうけた時、及び、他団体に対し協賛・後援依頼する時は、各地事務局長より本部専務理事に対し所定の書面にて届け出るものとする。
2. 外部講師講演会及び勉強会等の開催
①日創研関連講師等外部講師の紹介については、各地事務局長より所定の書面によって届け出て本部事務局の確認を得る。
②その他の講師を招聘して行う事業、例会、委員会及び勉強会は、(株)日本創造教育研究所と同様の研修・経営に関するコンサルタント事業を実施している講師を選任及び招聘しない。判断に迷う場合は、事務局長より担当ブロック長へ事業計画書案等を提出の上、担当ブロック長及び本部事務局の確認を得た上で理事会に諮るものとする。

第42条 有料講演会等の料金
有料で行おうとする講演会等のチケット料金は以下の通りとする。
①5時間（及び6時間）セミナーは10,000円とする。
②外部講師の約2時間のセミナー・講演は2,000円を上限とする。
③日創研関連講師またその他の講師による講演料及び講演会料金については別に定める。

第43条
この定款は本部定款に準ずるものである。

第44条
この定款は1995年1月1日より施行したものを2016年11月14日より一部分改定し施行する。

日創研経営研究会 諸規定

日創研静岡経営研究会 運営規定

2-2-4-2

第1章 目的

第1条
本規定は、日創研静岡経営研究会の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営などに関する事項を規定するものである。

第2章 例会

第2条
例会は、原則として毎月開催し、本部会長方針に基づいた地区会長方針を展開するためのものとする。内容、場所は理事会において決める。

第3条
例会の経理については、例会を担当する委員会が管理し、理事会の決済を経て、事務局長が行う。

第4条
例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第5条
例会の通知は会長が行う。

第6条
例会に出席する場合は、品位ある服装をし、特に定められた場合を除き、所定のネームプレートを着用しなければならない。

第3章 理事会

第7条
理事会は、理事、監事、および会長が出席を要請する正会員で構成する。ただし、監事、相談役、顧問は議決権を有しない。

第8条
定例理事会は、原則として毎月開催する。

第9条
理事会の議長は、会長又は会長の指名したものがこれに当たる。

第10条
理事会の決議は、出席理事の過半数を持って行うものとする。

第11条
理事会は次の事項を議決する。
(1) 総会の招集及び総会に提出すべき議案の決定
(2) 会員の入会および退会の承認
(3) 委員会の決議の承認
(4) 寄付金、募金及び受託事業に関すること

- (5) 諸規定の設定、変更及び廃止
- (6) その他、本会運営に関する重要な事項

第12条

各委員会担当理事は、次の事項を理事会に提出するものとする。

- (1) 前2ヶ月間の委員会の活動状況
- (2) 理事会において決定した事項の執行状況
- (3) その他必要と認められる事項

第13条

理事会の議事は、その経過および決議を議事録に記載し、議長の指名する議事録署名人が署名したうえ事務局に備え付けて置かなければならない。

第14条

理事会の議事録は、総務、会員拡大委員会が作成する。

第15条

理事は、支障あつて出席できない時、前日までに事務局長にその旨を届けでるものとする。

第4章 委員会

第16条

定款第31条にもとづき、原則として次の7委員会を設置する。ただし、この委員会は、理事会の承認を経て統合・分割することができる。また、別に必要があるときには、理事会の承認を経て、特別委員会を設置することができる。

- (1) 総務会員拡大委員会
- (2) 経営理念委員会
- (3) 経営戦略委員会
- (4) ありがとう経営推進委員会
- (5) 公式教材活用委員会
- (6) リーダーシップ委員会
- (7) 広報委員会

第17条

総務会員拡大委員会においては、次の事項並びに事務を分掌する。

- (1) 定款、諸規定に関すること
- (2) 会議録の作成、保管に関すること
- (3) 会員の名簿の作成、保管に関すること
- (4) 公文書の発送、受信、保管に関すること
- (5) 物品備品の保管、管理に関すること
- (6) 予算、決算及び財務に関すること
- (7) 会員継続の意思確認と会費徴収及び管理
- (8) 入会、退会に関すること
- (9) 新入会員のフォローやオリエンテーションの開催
- (10) 会員の慶弔に関すること
- (11) その他諸団体との折衝に関すること
- (12) その他委員会に属さない事項

第18条

経営理念委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) 経営の根本理念に関する研究

- (2) 経営理念の会員相互の発表会の主催
- (3) 経営理念に関する例会運営
- (4) 特別研修への参加及び会員への参加推進

第19条

経営戦略委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) 時代の環境変化に対する経営計画書の作成の推進
- (2) 経営戦略の相互の発表会の主催
- (3) 決算書の発表会の主催
- (4) 経営戦略に関する例会の運営
- (5) 経営の財務内容の分析および健全財務のあり方の研究
- (6) 全国経営発表大会、地区経営発表大会への参加及び会員への参加推進

第20条

ありがとう経営推進委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) ありがとう経営推進・実践についての啓発及び活動
- (2) 顧客満足経営の研究と顧客満足経営の推進
- (3) 社員満足・育成につながる勉強会の開催
- (4) ありがとう経営推進教材及びツールを用いた朝礼の実践
- (5) 朝礼ブロック大会、朝礼全国大会への参加推進
- (6) マネージメントコーチングを活かしたコミュニケーション能力の向上
- (7) 各地経営研究会・会員企業の活性化に関する研究

第21条

公式教材活用委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) 公式教材等の会員企業への普及推進及び啓発
- (2) 公式教材等を用いた勉強会の開催
- (3) 公式教材等を用いた企業経営理念・戦略の研究
- (4) 公式教材等を用いた企業経営者のリーダーシップについての研究
- (5) 公式教材等を用いた本会をPRする広報誌としての活用推進

第22条

リーダーシップ委員会においては、次の事業を分掌する。

- (1) リーダーシップトレーニングに関すること
- (2) 自己啓発、会員訓練に関すること
- (3) リーダーシップ及び5分間のスピーチ
- (4) 経営者の自己表現の訓練
- (5) ディベートの訓練およびディベート大会の運営
- (6) リーダーシップに関する例会の開催
- (7) 全国大会への参加及び会員への参加促進
- (8) その他の関連事業

第23条

広報委員会においては、次の事業並びに事務を分掌する。

- (1) 会報の発行やWEBによる情報発信に関すること
- (2) WEBやネットワークサービスを生かした企業経営の研究
- (3) ITを生かした企業経営のしくみづくりの研究
- (4) 活動の対外的PRおよび報道関係への連絡
- (5) 例会、その他の事業の写真撮影、記録に関すること
- (6) その他広報活動に関すること

支 出 証 拠 書

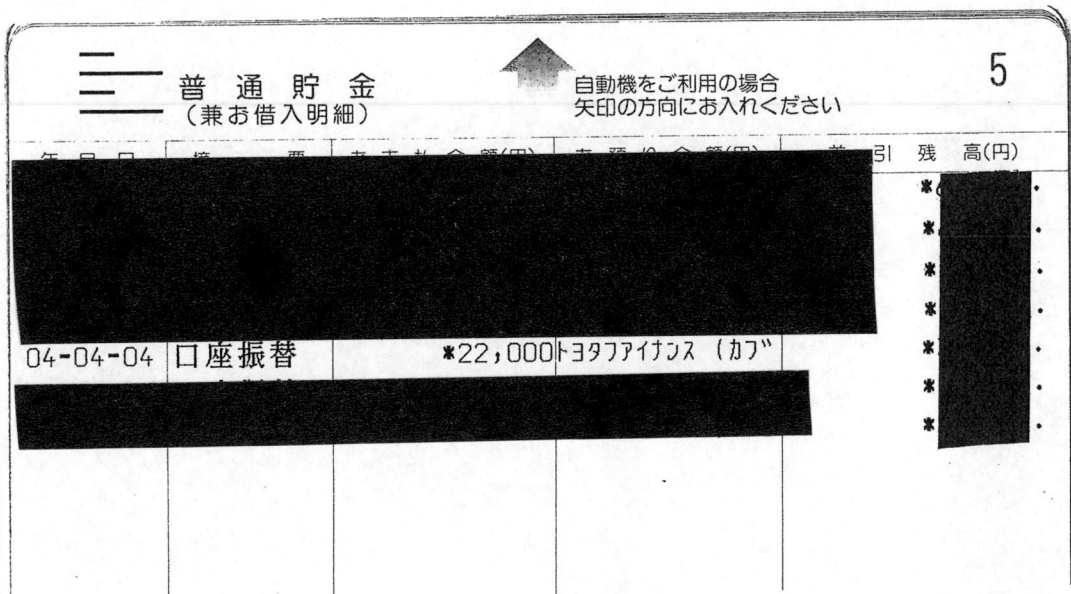
(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和4年4月4日～令和 年 月 日	金 額	5,458 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使 途	令和4年4月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

JAFの1年間会費 2,000 円を按分すると、167 円になる。22,000 円より 167 円引くと 21,833 円。21,833 円を按分。



案分の理由 政務活動・後援会・私用 で1/4	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	21,833 円	1 / 4 %	5,458 円

ものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み
頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
・個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。

請求予定表

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者) 令和3年3月11日

静岡市葵区北安東1-12-18
山田 誠

静岡市駿河区小黑1丁目8番20号
株式会社トヨタレンタリース静岡
代表取締役 山田豊太郎



連帯保証人(住所・氏名・職業)

連帯保証人(住所・氏名・職業)

〒420-0881

静岡県静岡市葵区北安東1-12-18

山田 誠 様

発行日 3年 3月29日

株式会社トヨタレンタリース静岡
〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田



電話番号 054-263-8182
静岡営業所
担当

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて
下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

契約N°		車名	プリウス(1.8L) G97リング
契約期間	3年 5月22日 ~ 5年 5月21日	登録N°	

リース方式・ファイナンス

(1) 車名	プリウス(1.8L) G97リング	特別仕様	
型式	ZVW30-AHXGB(T)	色	シルバー
登録番号		車台番号	
初度登録	27年 5月	塗装	色
使用の本拠地	静岡県静岡市葵区北安東1丁目12-18		
保管場所	*		

(2) リース期間	令和3年5月22日 ~ 令和5年5月21日 24ヶ月
リース料	毎月 20,000円 (総額 480,000円)
消費税	毎月 2,000円 (総額 48,000円)
(3) 支払月額	毎月 22,000円 (総額 528,000円)

(4) 支払期日	第1回 令和3年5月2日 支払 第2回 ~ 第23回 1ヶ月毎 2日 支払 第24回 令和5年4月2日 支払
----------	--

(5) 登録・納車費用	事故修理(車両保険付保時)
自動車税環境性能割	オイル交換
自動車重量税	バッテリー交換
自動車賠償責任保険	タイヤ交換
自動車税(種別割)	任意保険
道路関連サービス	車検(定期点検整備及び継続検査)
任意保険	法定定期点検整備
プロケア10	一般修理

(6) 保険会社	*****
保険種類	*****
フリード区分	*****
年齢条件	*****
割引割増	*** %
対人	***** 百万円
対物	***** 百万円, 自己負担 ** 万円
人身傷害	1名***** 百万円, 1事故***** 百万円
車両	1年目***** 万円, 2年目***** 万円 3年目***** 万円, 4年目***** 万円 5年目***** 万円, 6年目***** 万円 7年目***** 万円, 8年目***** 万円

(15) 規定損害金	基本額 386,001円 減額月額 16,041円
------------	------------------------------

(10) 引渡予定日 令和3年5月22日
引渡場所 使用の本拠地

(11) 超額走行料

(12) 契約走行距離 1,000 km/月

(13) 超過走行料 円/km

特約
消費税率が変更の場合は、新税率が適用となります
※重量税・自賠責はリース料に含まれておりません。

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	3. 5	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 5. 1	3. 5.
2	3. 6	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 6. 1	3. 6.
3	3. 7	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 7. 1	3. 7.
4	3. 8	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 8. 1	3. 8.
5	3. 9	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 9. 1	3. 9.
6	3. 10	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 10. 1	3. 10.
7	3. 11	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 11. 1	3. 11.
8	3. 12	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	3. 12. 1	3. 12.
9	4. 1	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 1. 1	4. 1.
10	4. 2	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 2. 1	4. 2.
11	4. 3	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 3. 1	4. 3.
12	4. 4	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 4. 1	4. 4.
13	4. 5	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 5. 1	4. 5.
14	4. 6	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 6. 1	4. 6.
15	4. 7	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 7. 1	4. 7.
16	4. 8	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 8. 1	4. 8.
17	4. 9	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 9. 1	4. 9.
18	4. 10	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 10. 1	4. 10.
19	4. 11	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 11. 1	4. 11.
20	4. 12	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	4. 12. 1	4. 12.
21	5. 1	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	5. 1. 1	5. 1.
22	5. 2	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	5. 2. 1	5. 2.
23	5. 3	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	5. 3. 1	5. 3.
24	5. 4	20,000	2,000	22,000	0	0	0	22,000	5. 4. 1	5. 4.

リース代	480,000円
消費税額	48,000円
お支払総額	528,000円
前払金	0円
お支払期日	
充当方法	第 回 円 第 回 ~ 第 回 円 第 回 ~ 第 回 円

保証金	0円
お支払期日	
お支払方法	
銀行名	
支店名	
口座種別	
口座番号	

*消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



連帯保証人

連帯保証人

4-2-4
4-4-3

支出証拠書

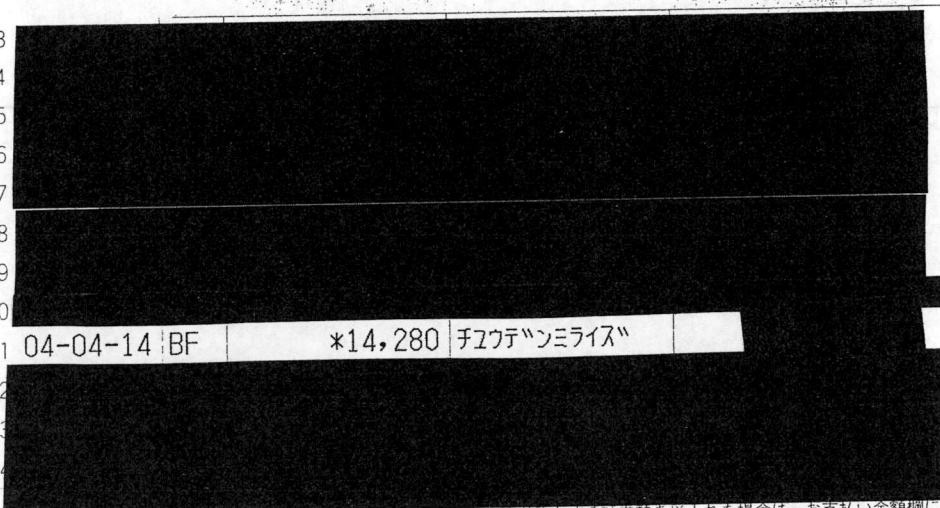
(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	電気使用料金		
年月日	令和4年4月14日～令和 年 月 日	金額	7,140円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の電気料金
使途	令和4年4月分電気使用料金
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24



AA, AF.....入金
FA, FF.....振込
C0, 1, 2, 3, 4...他店券入金

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
●「カリキチヨウ」と印字されたお取引は仮の記録です。 ※口

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/ 2	14,280円	1/2	7,140円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	パソコン用ハードディスク代		
年月日	令和4年4月17日～令和 年 月 日	金額	28,006 円

目的	政務活動を行うための事務所職員用パソコンのハードディスクの購入のため (破損のため)
使途	ハードディスクの購入
政務活動・ 県政との 関連性	

※領収書の日付は別紙

領収書の再発行は致しかねますのでご了承ください。

領 収 証	
山田 誠 様	年 月 日 22/04/17
	店番/伝票No. 01112856
	CAT
¥28,006※	
ハードディスク代 (内消費税2,546円)	
上記の金額正に領収いたしました	
株式会社ZOA	
OAカシマ静岡本店	
〒420-0812 静岡市葵区古庄1丁目10-6	
TEL 054-261-1580 FAX 054-261-1581	
収入印紙	 株式会社ZOA
	係 印 

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	28,006 円	/	28,006 円
		100%	

整理番号	2-2-4-6
------	---------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和4年3月25日～令和 年 月 日	金額	42,500円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和4年4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

04-03-25 BF *85,110 ヤチン

●記号の説明
AA, AF……………入金

●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/ 2	85,000円	1/2	42,500円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	駐車場賃借料		
年月日	令和4年3月25日～令和 年 月 日	金額	12,000 円

目的	調査研究など政務活動を行うための駐車場の賃借																							
使途	令和4年4月分賃借料																							
政務活動・ 県政との 関連性																								
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">13</td> <td colspan="3" rowspan="12" style="background-color: black; vertical-align: middle;">[Redacted Receipt Content]</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">14</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">15</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">16</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">19</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">21</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="width: 25%;">04-03-25 BF</td> <td style="width: 25%;">*24,110</td> <td style="width: 45%;">チワリヤリヨ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="background-color: black; vertical-align: middle;">[Redacted Receipt Content]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> </table>				13	[Redacted Receipt Content]			14	15	16	17	18	19	20	21	22	04-03-25 BF	*24,110	チワリヤリヨ	23	[Redacted Receipt Content]			24
13	[Redacted Receipt Content]																							
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22				04-03-25 BF				*24,110	チワリヤリヨ															
23				[Redacted Receipt Content]																				
24																								
●記号の説明 AA.AF.....入金 FA.FF.....振込 C0、1、2、3、4...他店券入金																								
●他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します なお お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります																								

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/ 2	24,000 円	1 / 2	12,000 円
		%	

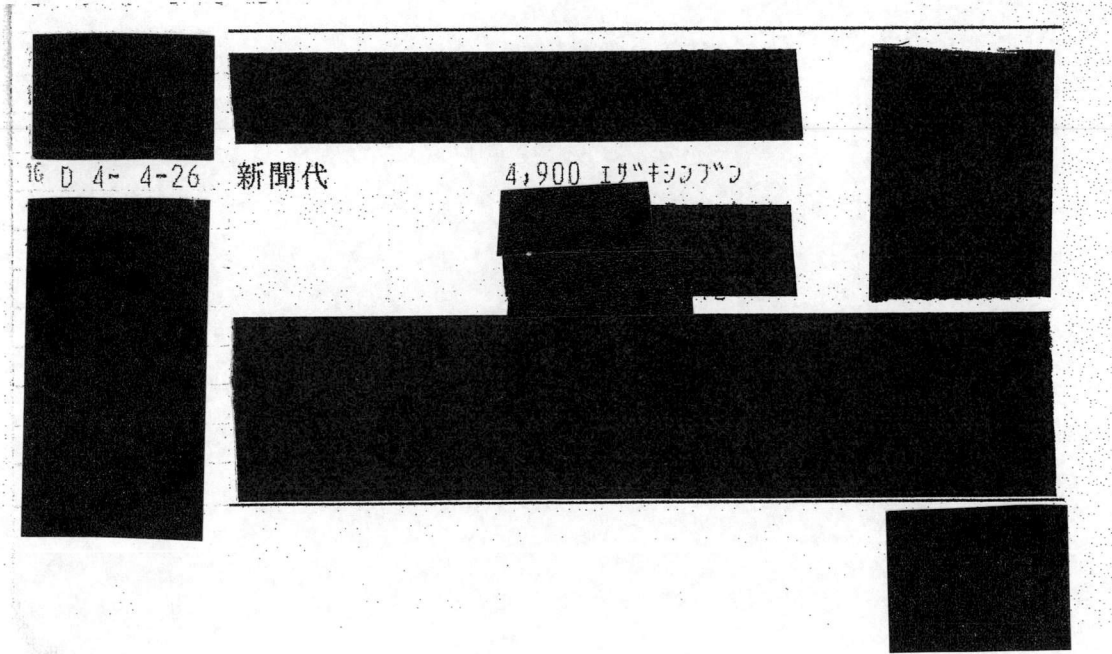
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本経済新聞購読費		
年月日	令和4年4月26日～令和 年 月 日	金額	4,900 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	令和4年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	4,900 円	/	4,900 円
		100%	

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和4年4月30日～令和 年 月 日	金 額	27,500 円

目 的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使 途	令和4年4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

令和4年4月分給与支払い明細書

		氏 名	■■■■■■■■■■
明 細	支 給 分	給与	55,000円
		交通費	
		支給額計	55,000円
	控 除 分	雇用保険料	
		健康保険料	
		厚生年金保険料	
		所得税	
		住民税	
	控除額計	円	
差し引き支給額			55,000円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/ 2	55,000 円	1 / 2	27,500 円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和4年4月30日～令和 年 月 日	金額	44,000円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	令和4年4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

令和4年4月分給与支払い明細書

		氏名	
明細	支給分	給与	85,000円
		交通費	3,000円
		支給額計	88,000円
	控除分	雇用保険料	
		健康保険料	
		厚生年金保険料	
		所得税	
		住民税	
	控除額計	円	
	差し引き支給額	88,000円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で1/ 2	88,000円	1/2	44,000円
		%	

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
1	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
3	林業・産業振興の講演会	自宅～柚木 往復	9.4
4	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
5	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
6	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
7	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
8	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
9	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 1	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 2	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 2	農業振興について	事務所～曲金 往復	11.8
1 3	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 4	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 5	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 6	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 8	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
1 9	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 0	医療・看護政策について	自宅～駅前P 往復	6.6
2 1	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 2	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 3	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 5	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 6	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 7	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 8	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
2 9	資料作成	自宅～事務所 往復	1.2
	計		56.6

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	時事通信行財政情報利用料		
年月日	令和3年5月10日～令和 年 月 日	金額	110,458 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和4年4月から令和5年1月までの利用料
政務活動・ 県政との 関連性	行財政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

$132,550円 \times 10/12 \text{ヶ月} = 110,458円$

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	107
04/03/23		
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0129	お引出し	¥132,000
お取扱枚数	*****	
	おつり	
キャッシング	手数料	時刻
	¥550	14:26
お振込先明細・ご案内		
ミツビシユー・イフシ・イー		
トラノモン		
普通 2043260		
カ) シシマ ツウシンシヤ 様		
ヤマタマコト 様		
TEL054-249-3701		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由 全て政務活動	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	110,458 円	100%	110,458 円

2-2-4-12

請求書

静岡県議会
議長 山田 誠 様

請求日	
請求番号	2516462

請求金額 **132,000 円**
(消費税等 12,000 円を含む)

請求期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月 額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モ-タ)	議長 山田 誠	1	10,000	12	120,000
		(消費税		12,000)
合計					132,000

■この件についてのお問合せは、 静岡総局 までお願い致します。(TEL 054-252-1823)

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
 送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
 発行責任者 経理局長 連絡先 03-3524-6081
 事務担当者 集計部長 連絡先 03-3524-6100
 下記振込先の口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツツシヤ」です。

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。

振替口座 00110-8-58000	普通 1598455
みずほ銀行 内幸町営業部	普通 0930051
三井住友銀行 日比谷	普通 2043260
三菱UFJ銀行 虎ノ門	普通 2071079
りそな銀行 虎ノ門	普通 0125917
横浜銀行 新橋	

〒104-8178
 東京都中央区銀座5丁目15番8号
 株式会社 時事通信社
 代表取締役社長 境 克彦
 電話 03(6800)1111 番 代 表



支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和4年4月25日～令和 年 月 日	金 額	42,500 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借				
使 途	令和4年5月分賃借料				
政務活動・ 県政との 関連性					
《領収書貼付枠》					
1					
年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6	04-04-25 BF	*85,110	㍻㍻		
7					
8					
9					
10					
11					
12					

案分の理由 政務活動・後援会で1/ 2	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	85,000 円	1/2 %	42,500 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	駐車場賃借料		
年月日	令和4年4月25日～令和 年 月 日	金額	12,000円

目的	調査研究など政務活動を行うための駐車場の賃借									
用途	令和4年5月分賃借料									
政務活動・ 県政との 関連性										
1 <<領収書貼付枠>>										
	年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考				
1	[REDACTED]									
2										
3										
4										
5										
6										
7						04-04-25	BF	*24,110	千円千円	
8										
9										
10										
11										
12										

案分の理由 政務活動・後援会で1/ 2	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	24,000円	1/2 %	12,000円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理費		
年 月 日	令和3年11月5日～令和 年 月 日	金 額	6,006 円

目 的	ホームページ管理
使 途	サーバー管理費
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関することの報告や活動を広報するため。
<p>《領収書貼付枠》 サーバー管理費2021年11月12日から2022年11月12日分までの内、2022年4月分～2022年10月分で計算。 (サーバ管理費 15,200 円+クレジットカード手数料 1,520 円+更新手続き料 2,000 円+消費税 1,872 円) =20,592 円× 7/12 =12,012 円× 1/2 =6,006 円 領収書原本は、令和3年度 2-2-10-10 に添付済み。</p>	

案分の理由 政務活動・後援会で1/ 2	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,012 円	1/2 %	6,006 円

R4年度繰延バカ

様式第1-1号

2-2-4-15

整理番号	2-2-10-10
------	-----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・山田 誠)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サーバ管理費		
年月日	令和3年11月5日~令和 年 月 日	金額	4,290 円

目的	ホームページ管理
使途	サーバ管理費
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関することの報告や活動を広報するため。

《領収書貼付枠》

サーバ管理費2021年11月12日から2022年11月12日分までの内、2021年11月分~2022年3月分で計算。

(サーバ管理費 15,200 円+クレジットカード手数料 1,520 円+更新手続き料 2,000 円+消費税 1,872 円)
=20,592 円× 5/12 = 8,580 円× 1/2 = 4,290 円

◎ R4年度 4月~10月
20,592円 × 1/2
= 12,012円

12,012円 × 1/2
= 6,006円

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	104
0311105	銀行番号 店番号 科目 口座番号	
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0129	お引出し	¥20,592
お取扱枚数	お取引回数	残高
おつり		
キャッシング	手数料	時刻
	¥1101234	0146

お申込先明細
オカ
アシタ
普通 0637217
ネットコムサルティンク ヤマウチ
シンイチ 様
ヤマウチ マコト 様
TEL054-247-6205

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由 政務活動・後援会 で1/2	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,580 円	1/2 %	4,290 円

(2-2-10-10)

お見積書

山田誠 様

2-2-4-15

2021年10月29日

請求金額	¥20,592
------	---------

静岡市葵区丸山町70-2

テットコム 代表 山内真一

tel 090-7305-9211

業務名	内容	単価	数量	価格
Wix システム一式 ウェブサーバ	利用料(1年:Wixへクレジットカードによる支払い) ※別添資料参照	¥16,720	1	¥16,720
支払いと 手続き代行	上記の支払いと手続きの代行	¥2,000	1	¥2,000
小計		¥18,720		
消費税 (10%)		¥1,872		
合計		¥20,592		

<お振込先> 静岡銀行 藤枝駅支店 (普) 0637217 テットコムコンサルティング 山内真一
 PayPay銀行 ビジネス営業部支店 (普) 5715348 テットコム山内真一
 ※お振込みにかかる手数料はお客様にてご負担ください



Wix.com LTD
40 Namal Tel Aviv, 6350671
イスラエル
JCT ID : [REDACTED]

(2-2-10-10)
2-2-4-15

発行先 :
SHINICHI YAMAUCHI
70-2 静岡市葵区丸山町
静岡県 日本

明細書 #963501821 2021年10月29日 支払済み

詳細	サイト	利用期間	数量	支払額
プレミアムプラン 無制限	Home	年額 2021年11月12日 - 2022年11月12日	1	¥15,200
お支払方法 : [REDACTED]		小計		¥15,200
		JCT (10%)		¥1,520
		合計		¥16,720